

平成30年度 西伊豆町教育委員会第10回定例会

- 1 開催日 平成31年3月22日(金) 13:30～14:50
- 2 場 所 西伊豆町中央公民館 3階 フロア
- 3 出席者 清野裕章教育長・山本久美子委員(職務代理)・鈴木秀輝委員
・渡邊美成委員
[事務局 高木光一・萩本泰宏・石田智直・山本みち代]
- 4 欠席者 森本仁子委員
- 5 傍聴者 なし

教 育 長：本日の出席者は4名です。過半数に達していますので、ただ今から平成30年度第10回の定例会を開催いたします。まず、「議事録の承認について」ですが、平成30年2月21日開催の平成30年度第9回定例会の議事録については、私と山本久美子委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教 育 長：次の議事録署名委員ですが、鈴木秀輝委員にお願いしたいと思います。宜しいでしょうか。

(鈴木委員：了解)

教 育 長：それでは、第26号議案の「平成31年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」は、人事案件であり、第27号議案は、「平成31年度準要保護児童生徒の認定について」は、対象世帯の所得や生活状況など個人情報を多く取り扱いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により秘密会として審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教 育 長：それでは、全員異議なしと認めますので、第26号議案と第27号議案は秘密会といたします。

(秘密会)

教 育 長：では、第26号議案「平成31年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」を事務局から説明願います。

高 木：第26号議案をお願いします。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第3号及び第26条第2項第4号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第4号の規定により、職員の人事案件につきましては、教育長に委任する事ができないとされており、今回は、内示の人事異動案につきまして、ご承認いただきたいものであります。

(資料説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長：第26号議案「平成31年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第26号議案については可決されました。次に、第27号議案は、「平成31年度準要保護児童生徒の認定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第27号議案は、「平成31年度準要保護児童生徒の認定について」をご覧ください。学校教育法第19条の援助措置規定に基づく、就学援助費支給の対象とした準要保護児童生徒の認定については、要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領についての通達により、教育委員会は、世帯票に基づき3月末日までに認定を終了するとなっていることから提案するものであります。詳細については、担当の山本が説明いたします。

山 本：(資料説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長：第27号議案は、「平成31年度準要保護児童生徒の認定について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第27号議案については可決されました。これで秘密会の2議案が終了しましたので秘密会を解きます。

(秘密会終了)

教 育 長：それでは、第28号議案の「西伊豆町指定文化財の指定に関する保持団体の追加認定の承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第28号議案をご覧ください。「西伊豆町指定文化財の指定に関する保持団体の追加認定の承認について」でございますが、議案にあるとおり、西伊豆町文化財保護審議会条例第2条に基づきまして教育委員会から諮問した田子地区の「正月魚（しょうがつよ）」の保持団体の追加について、西伊豆町文化財保護審議会から妥当との回答書が提出されましたので、承認していただきたく提案するものでございます。回答書は議案の次に添付してございます。なお、案件の内容につきましては、前回は説明してございますので、割愛させていただきます。以上簡単ではありますが、説明といたします。

教 育 長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありませんか。

鈴木委員：これで正式に決定か。

高 木：はい。ここでご承認いただければ、正式に決定となります。

教 育 長：他にご意見はありませんか。それでは、意見がないようですので、第28号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第28号議案については可決されました。次に、第29号議案「西伊豆町立賀茂幼稚園廃園に伴う関係規則の整理に関する規則について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

高 木：第29号議案の「西伊豆町立賀茂幼稚園廃園に伴う関係規則の整理に関する規則について」をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでございます。提案理由といたしましては、西伊豆町立賀茂幼稚園廃園に伴い関係する規則の改廃が必要となったためです。詳細については担当より説明をさせていただきます。

山 本：では、賀茂幼稚園廃園に伴う規則の改正についてです。こちらにつきましては、2つの規則を一部改正、2つの規則を廃止するというかたちになります。1つは西伊豆町教育委員会職員の職の設置に関する規則です。こちらについては資料2ページに新旧対照表がございますが、教諭・保育士となっている表現を、保育教諭という表現に訂正させていただきます。こちらにつきましては、今まで保育園と幼稚園がございましたので、保育士・教諭ということで残しておりましたが、認定こども園となりますと保育教諭という職が正しいようですので、そちらに統一させていただく形になります。続きまして、西伊豆町立給食センター管理規則。こちらは、賀茂給食センターから賀茂幼稚園に給食を運んでいた関係で、一部改正となります。4ページをご覧ください。第2条第4号幼稚園の給食に関すること、その他学校給食及び幼稚園給食という部分、こちらの幼稚園に係るというところを削除させていただきます。続きまして、第3条、西伊豆町立幼稚園管理規則と西伊豆町立幼稚園保育料徴収規則、こちらにつきましては、町内に幼稚園がなくなるということで廃止させていただきます。こちらにはあげていませんが、あわせて幼保育園に関する規則も廃止いたしまして、認定こども園一本の規則とする予定です。説明は以上です。

教 育 長：議案に対する説明がありました。何かご意見、ご質問ありませんか。

鈴木委員：先生たちの免許はどうなっているのか。

山 本：免許は皆さん両方持っています。

高 木：西伊豆町では両方持っている方を採用しています。

渡邊委員：これから先はずっと認定こども園ということになるが、戻るようなことはあり得ないか。

高 木：基本的には戻らないと思います。

鈴木委員：今の若い子は、皆両方の免許を持っているのか。

高 木：両方の免許を取得してから試験を受けてきています。片方しか取得でき

ないところもあると思いますが、その方たちは受験できないこととなっております。採用試験の段階で両方の免許を有していること、という条件でやっております。

教 育 長：それでは、他に意見がないようなので、第29号議案の「西伊豆町立賀茂幼稚園廃園に伴う関係規則の整理に関する規則について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第29号議案については原案のとおり可決されました。次に、第30号議案の「西伊豆町教育委員会処務規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

高 木：第30号議案の「西伊豆町教育委員会処務規則の一部を改正する規則について」をご覧くださいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでございます。提案理由といたしましては、賀茂幼稚園の廃園及び教育委員会事務局組織再編に伴い西伊豆町教育委員会処務規則の一部改正が必要となったためでございます。詳細につきましては担当係長より説明をさせていただきます。

石 田：詳細について説明いたします。新旧対照表をご覧ください。2枚目の、左側が現行で右側が改正案となります。第2条ですが事務局の組織ということで、5号に施設整備係という係が増えます。第5条、係の文書事務ということで学校教育係ですが、項立てになっていなかったのが項立てと1をつけさせていただいております。第15号、幼稚園の設置及び管理運営に関すること、ですが賀茂幼稚園の廃園に伴いまして削除となります。第16条から第22条を繰り上げて、改正案のように1号ずつ繰り上がるということになります。社会教育係の方も項立てとしまして、2社会教育係ということに改正いたします。3ページ目にあります施設整備係が新しく追加になります。(1)、(2)、(3)のとおり係の分掌事務となっております。簡単ですが説明は以上です。

教 育 長：議案に対する説明がありました。何かご意見、ご質問ありませんか。

鈴木委員：施設整備係というのは統合に関わる係で、統合が終わればまたなくなるのか。

高 木：そこまでは決まっていらないのですが、統合に向けてということですので統合が完了すればなくなるのではないかと思います。残ってくれた方が教育委員会としては助かるのですが、役場全体の人員を考えた時には難しいと思います。

教 育 長：それでは、他に意見がないようですので、第30号議案の「西伊豆町教育委員会処務規則の一部を改正する規則について」原案のとおり賛成の

方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第30号議案については原案のとおり可決されました。次に、第31号議案の「西伊豆町教育委員会公印規程の一部改正を改正する規程について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

高 木：第31号議案の「西伊豆町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」をご覧ください。こちらも地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に基づき提案するものでありまして、提案理由といたしましては、賀茂幼稚園の廃園に伴い公印規程の一部改正が必要となったためでございます。詳細については担当係長より説明をさせていただきます。

石 田：第31号議案の詳細の説明をさせていただきます。こちらも新旧対照表をご覧ください。こちらは別表がありまして別表を次のように改めるといことなのですが、新旧対照表の2ページ目が現行となっております。下段から3つ目と2つ目、賀茂郡西伊豆町立賀茂幼稚園の印と賀茂幼稚園園長の印という部分を削るといものになります。改正案が3ページ目になります。続いて4ページ目をご覧ください。こちらが印影の部分になります。現行ですと様式11号12号が賀茂幼稚園の印と賀茂幼稚園園長の印のものになります。こちらの2つが削除となりまして6ページ目が改正案となります。様式13号がそのまま11号に繰り上がるというものになります。以上で説明を終わります。

教 育 長：議案に対する説明がありました。何かご意見、ご質問はありませんか。
(意見無し)

教 育 長：それでは、特に意見がないようですので、第31号議案の「西伊豆町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。
(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第31号議案については原案のとおり可決されました。次に、第32号議案「西伊豆町立小中学校文書取扱要領の一部を改正する要領について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

高 木：第32号議案の「西伊豆町立小中学校文書取扱要領の一部を改正する要領について」をご覧ください。こちらも他の改正議案と同様に地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に基づき提案するものでありまして、提案理由といたしましては、賀茂幼稚園の廃園に伴い小中学校文書取扱要領の一部改正が必要となったためでございます。詳細につきましては担当係長より説明をさせていただきます。

石 田：詳細の説明させていただきます。1ページ目をめくってください。ページ中段に「第17条を削り、第18条を17条とする」といものにな

っております、それから次ページ、最後の新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正案となります。幼稚園の文書事務ということで第17条幼稚園における文書の取り扱いについてはこの要領に準じて処理するものとする。という17条を削除しまして、もともとあった18条が17条に繰り上がるというものでございます。簡単ですが説明は以上となります。

教 育 長：議案に対する説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありませんか。
(意見なし)

教 育 長：特にご意見、ご質問がないようですので、第32号議案の「西伊豆町立小中学校文書取扱要領の一部改正を改正する要領について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。
(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第32号議案については原案のとおり可決されました。本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上をもって平成30年度第10回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。